

令和6年10月21日示達

令和7年度 当初予算編成方針

いわき市

令和7年度当初予算編成方針

1 本市の財政状況

本市の令和7年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、経済活動の回復等に伴い、市税は増加が見込まれるものの、地方交付税は減少が見込まれることなどから、一般財源総額の大幅な増加を見込むことは困難であり、限られた財源をより有効的に活用することが求められている。また、歳出面では、「人づくり日本一」の実現を目指した「いわき版「骨太の方針」」に基づく取組みのほか、公共施設等の老朽化対策や再編・再配置等に向けた取組み、さらには、市民利便性の向上や業務の効率化等に資する構造改革の取組みを進めるためには、多額の財政需要が必要となることから、財政調整基金等を取り崩さざるを得ない状況となっている。

加えて、エネルギー価格や物価の更なる高騰が懸念されるほか、激甚化・頻発化する自然災害への防災・減災に向けた取組みの推進に加え、発災時には多額の財政需要が必要となる恐れがあるとともに、地域経済や税制改正など国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 令和7年度予算編成に係る基本的な考え方

令和7年度の予算編成にあたっては、中期的な財政見通しに立ち、10月に策定した「いわき版骨太の方針」のもと、人口減少や少子高齢化、担い手不足、公共施設等の老朽化、頻発・激甚化する自然災害、地域の活力の低下など、本市をとりまく様々な課題に対し、全ての分野でベースとなる「人づくり」を着実に推進し、人口減少社会にあっても、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進することとする。

また、若者から高齢者まであらゆる世代がいわきに魅力を感じ、いわきを誇りに思うまちを「人づくり」で実現するため、次の2点を基本方針として、行政資源を課題の解決と未来への投資に再配分し、予算編成に取り組むこととする。

①「人づくり日本一」の実現を目指した政策の推進

ア 次世代を育てる

【教育】 【子育て】 【担い手】

イ 命・暮らしを守る

【防災】 【医療/健康】 【暮らし】

ウ まちの魅力を高める

【まち】 【環境/GX】 【地域交通】

エ 豊かさを創る

【産業】 【農林水産】 【観光・文化・スポーツ】

○ 構造改革・DX

② 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

- ◇ 施策・事業の予算化に際しては、各部各課、職員一人ひとりが、いわき市改革のエンジンであるという意識をもって、従来の発想にとらわれず、改善や見直しを徹底的に進める。
- ◇ 政策を下支えするため、市民サービスのデジタル化や業務の効率化に向けた行政DXの推進、業務のスリム化・マネジメントの適正化、公共施設の最適化、職員の能力と意欲を最大化する人材マネジメントなど、構造改革の取り組みを着実に進める。
- ◇ 行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取り組みのスクラップを躊躇なく実行する。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む。
- ◇ 市債の発行については、可能な限り抑制する。発行する場合においても、事業の必要性や費用対効果、適正な事業規模等について十分に検討したうえで活用する。

3 予算要求基準

(I) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。ただし、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等が生じた場合には、時期を逸することなく、適時適切に補正予算措置を講じることとする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（いわき版骨太の方針に位置付く事業を除く）。

イ 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする（いわき版骨太の方針に位置付く事業を含む）。

ウ 政策的経費

いわき版骨太の方針に位置付く事業の執行に要する経費とする。

エ 臨時的経費

大規模な維持補修事業等、災害復旧事業、長寿命化事業等及び指定事業に要する経費とする（いわき版骨太の方針に位置付く事業を含む）。

※ いわき版骨太の方針に位置付く事業の経費区分については、「令和7年度当初予算事業別要求区分等資料」（以下「要求区分等資料」という。）を参照すること。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないよう、適正に見積もること。

② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、原則、令和6年度当初予算計上額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、既存の取組みのスクラップや、事務事業の見直しによる経費節減、部等内の事務事業間の経費の組替え、枠配分となっている経常的経費及び政策的経費間の経費の組替えを積極的に行い、枠配分内での要求を必ず達成すること。

維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、施設の老朽化等の現状を踏まえ、適切に要求すること。

③ 政策的経費

継続事業については、原則、部等ごとの枠配分方式とし、令和6年度予算計上額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

新規・拡充・改善・統合事業については、所要額とする。

ただし、「要求区分等資料」に基づき要求すること。

また、新規・拡充・改善・統合・継続（枠対象外）事業の要求にあたっては、事業の政策的効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位を付したうえで要求すること。

さらに、行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

④ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分に検討を行うこと。

また、大規模維持補修事業等及び長寿命化事業等については、部等ごとに事業実施の優先順位を付したうえで要求すること。

さらに、行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

- ① 各部等にした来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 毎年度、翌年度への予算の繰越や決算における多額の不用額が生じている状況を踏まえ、改めて事業の必要性や緊急性、投資効果等を十分検討のうえ、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めながら、必要最小限の要求とすること（併せて、財源の確保について積極的に取り組むこと）。
- ④ 基金の目的等に合致する事業については、財源として充当することを積極的に検討し、その有効活用を図ること。
- ⑤ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ⑥ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「令和7年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。